

基調講演 社会福祉法人を取り巻く施策の動向

令和6年11月15日
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
田中 規倫

1. 福祉サービスの安定的運営

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

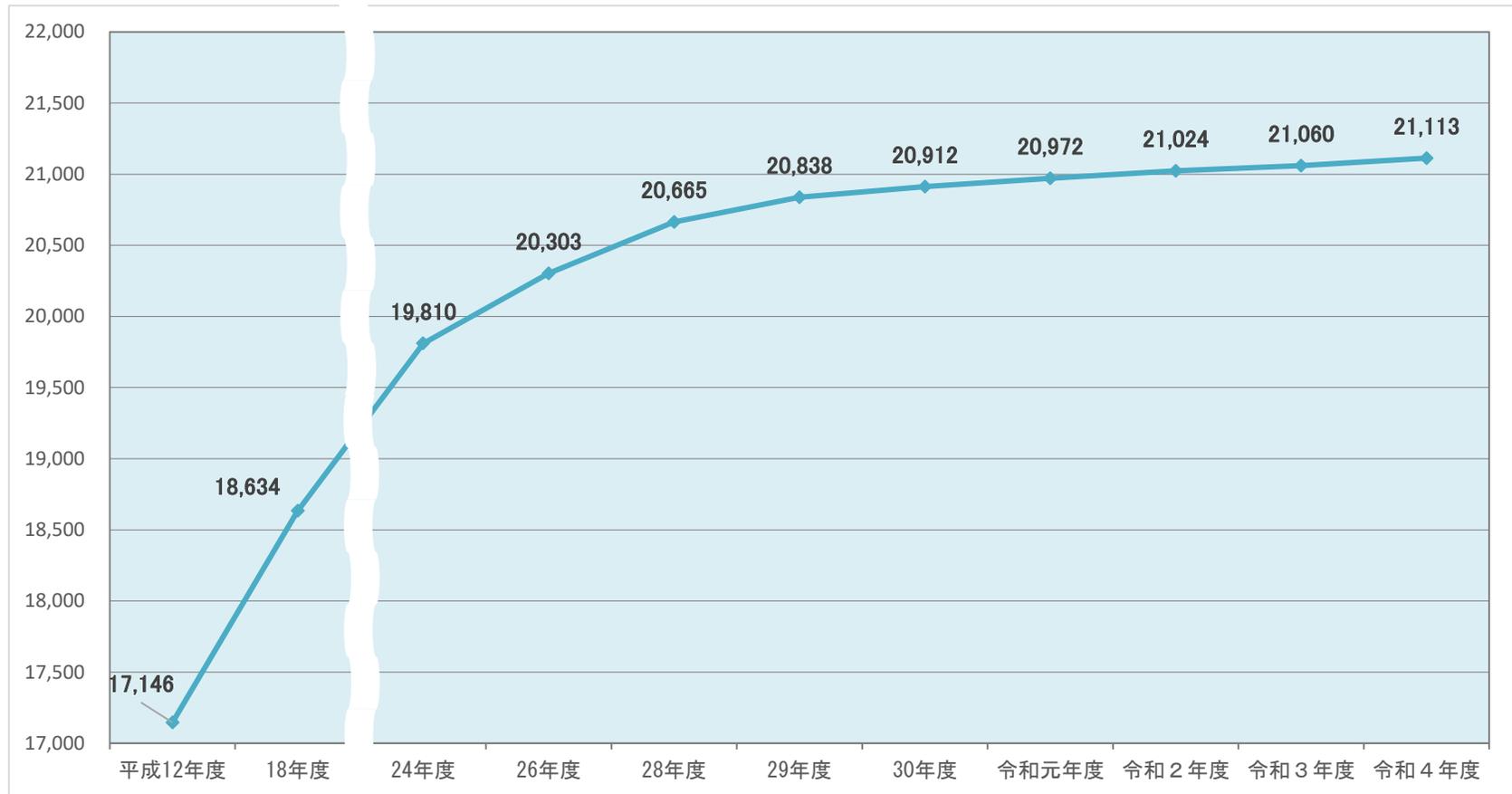
社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

令和3年1月26日
第26回社会保障審議会福祉部会資料
(令和6年3月数値等更新)

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の138法人に設置(令和5年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,011法人/21,082法人(令和5年11月6日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 3,885億円(前年差221億円減) ※福祉基盤課調べ(令和5年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の8.4% ※1,772法人(令和5年10月1日時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 69.5% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和5年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 21件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和4年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

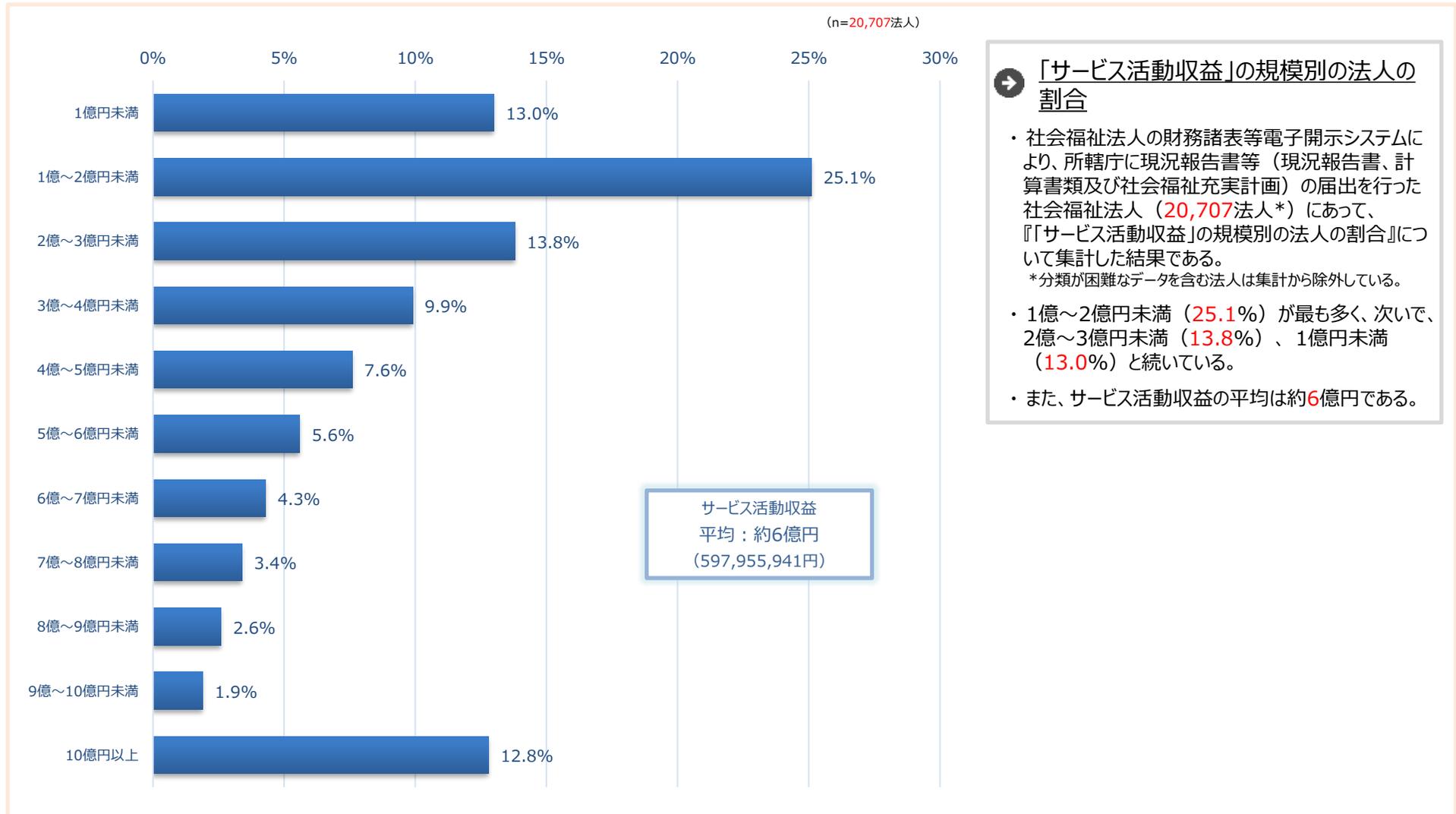
社会福祉法人数の推移

- ✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。（令和3年度→令和4年度：53件増）



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

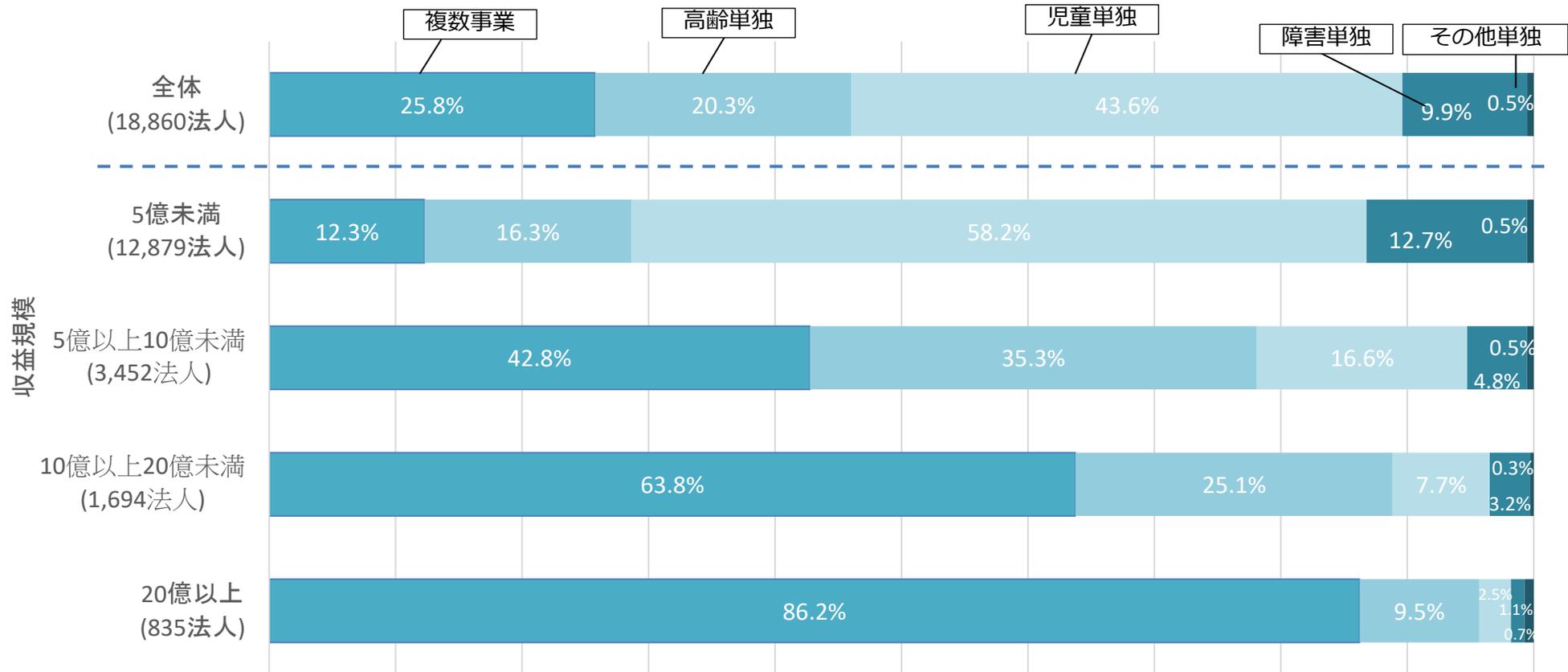


社会福祉法人の事業展開

- ✓ 社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。
- ✓ 収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

【収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合】

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



※令和5年4月1日時点の現況報告書（福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計）
 ※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

- ✓ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第5項に基づき、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースとして整備。
- ✓ 各社会福祉法人が所轄庁に届け出た計算書類等について、都道府県を通じて集約。
- ✓ 全国の社会福祉法人に関する現況報告書、計算書類等の情報を公表するとともに、その内容について集約した結果を公表。



社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

音声・文字サイズ

社会福祉法人の現況報告書等情報検索

このウェブサイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。
 さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。
 2024.03.28 [社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2023年度版）](#) を公表しました。
※ 現況報告書等の情報については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行ったのち、7～10日程度で公表されます。

地図から探す

北海道

青森

秋田

岩手

山形

宮城

石川

新潟

福井

富山

長野

群馬

栃木

茨城

佐賀

福岡

山口

島根

鳥取

徳島

高知

愛媛

香川

兵衛

京都

滋賀

岐阜

山梨

埼玉

千葉

大阪

奈良

愛知

静岡

神奈川

東京

和歌山

三重

鹿儿岛

法人名から探す

例：「〇〇会」

(オプション) 住所で絞り込み

例：「〇〇県〇〇市」

検索

事業所名から探す

例：「〇〇事業所」

(オプション) 住所で絞り込み

例：「〇〇県〇〇市」

検索

住所から探す

例：「〇〇県〇〇市」

検索

サービスから探す

検索画面へ

法人番号から探す

例：「0123456789012」

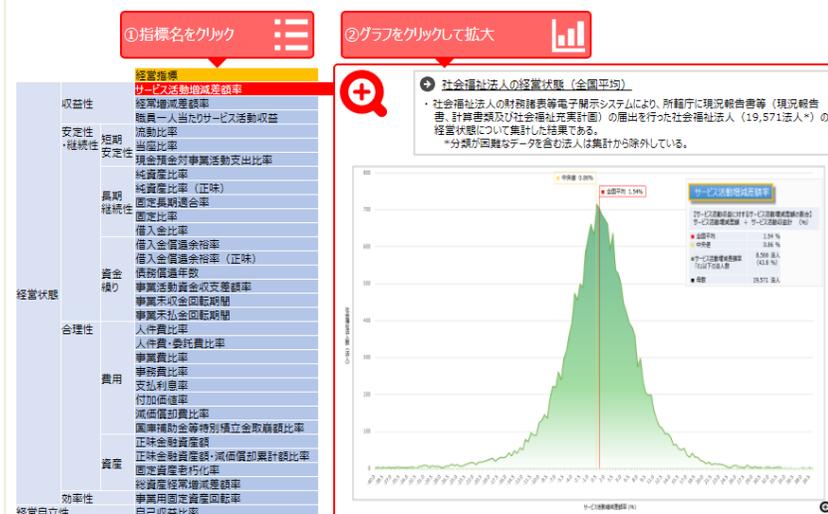
検索

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

2-2.社会福祉法人の経営状態（全国平均）

指標名をクリックすると右側にグラフが表示されます。グラフをクリックすると拡大表示できます。



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告書第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率（サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合）
 サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計（%）
 サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析について

- 改正社会福祉法において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされている。
- 当該調査及び分析データについては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの有する計算書類等のデータを活用し、国及び独立行政法人福祉医療機構がシステムを通じて都道府県等に提供している。
- データから得られる指標について、個々の社会福祉法人の経営状況を都道府県の平均値と比較する等、社会福祉法人において経営の参考として活用することが可能。

(参考)都道府県による統計等の公表例

- ・ 東京都「都内社会福祉法人の活動状況等の公表」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/katudoujoukyou.html>

- ・ 神奈川県「社会福祉法人の財務情報の公表」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/documents/documents/zaimujyohounokouhyou.html>

東京都福祉局 日本語 English 中文 繁体中文 日本語 Malay Indonesian 英語

都内社会福祉法人の活動状況等の公表

社会福祉法により、都道府県は、区域内の社会福祉法人の活動状況等の公表に努めることと、求められています。
指標及び分析結果等は、社会福祉法人に作成・所蔵中の開示が義務づけられており、その後の調査結果等を集計し、都内社会福祉法人の活動状況等の公表に努めます。

都内社会福祉法人の財務指標 事業区分別平均値 (令和2年度決算)

事業区分名	法人数	売込比率	経費比率	固定資産比率	人件費・委託費比率	労働分配率	経常増減率	サービス提供収益増減率(経常増減率に比べ)	事業活動資金増減率
全法人	1,049	424.5%	82.6%	84.1%	74.9%	24.1%	5.3%	1.4%	5.8%
教育のみ提供	386	306.7%	85.4%	81.6%	78.1%	88.1%	5.7%	0.4%	0.5%
医療のみ提供	191	696.5%	86.3%	80.5%	87.5%	76.4%	8.6%	1.3%	7.4%
介護のみ提供	150	514.9%	81.4%	86.8%	75.9%	89.8%	4.3%	5.3%	4.1%
その他事業(独立施設等)のみ提供	112	528.1%	85.0%	82.0%	86.4%	85.9%	9.9%	4.9%	10.0%
複数事業を併設	210	410.7%	79.9%	83.3%	74.4%	88.7%	1.1%	2.0%	0.5%

都内社会福祉法人の財務指標 収益規模別平均値 (令和2年度決算)

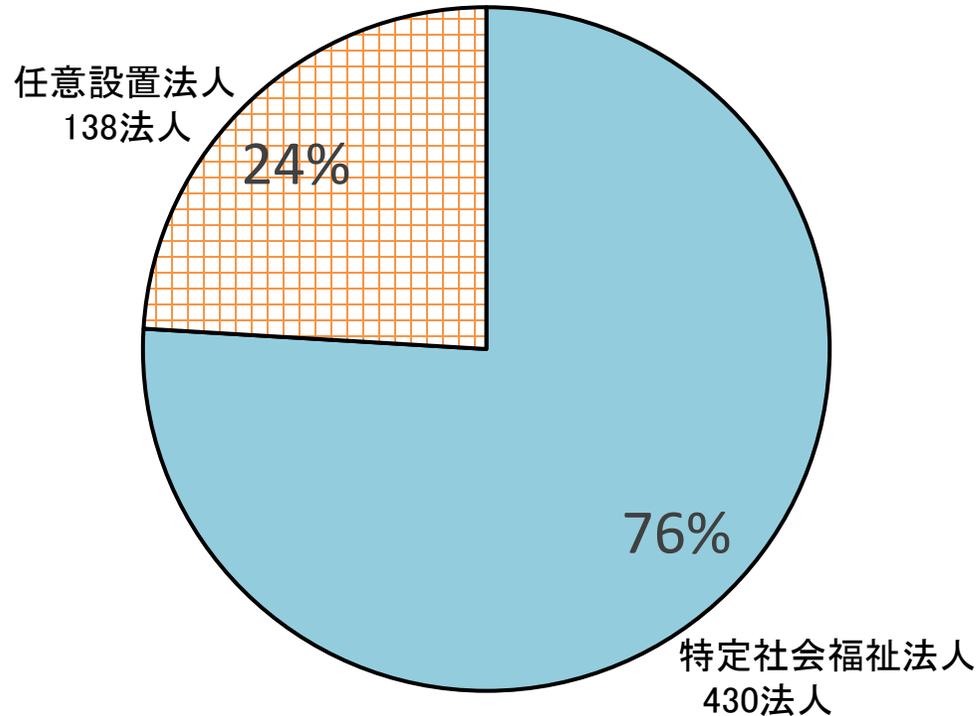
サービス提供収益(単位:円)	法人数	売込比率	経費比率	固定資産比率	人件費・委託費比率	経常増減率	サービス提供収益増減率(経常増減率に比べ)	事業活動資金増減率
全法人	1,049	424.5%	82.6%	84.1%	74.9%	5.3%	1.4%	5.8%
1億未満	62	793.8%	82.8%	87.1%	63.6%	8.3%	5.4%	7.3%
1億以上2億未満	138	428.2%	85.3%	84.8%	75.6%	6.4%	2.1%	4.5%
2億以上3億未満	152	438.2%	83.2%	84.4%	76.8%	6.0%	0.8%	5.0%
3億以上4億未満	108	434.4%	85.0%	83.5%	74.5%	5.3%	2.2%	6.8%
4億以上5億未満	105	392.8%	84.5%	86.4%	76.5%	5.0%	1.1%	5.9%
5億以上6億未満	70	454.8%	84.5%	88.2%	75.7%	5.7%	1.9%	7.0%
6億以上7億未満	56	455.9%	85.5%	88.1%	75.6%	5.5%	0.9%	6.8%
7億以上8億未満	40	408.3%	81.8%	82.9%	76.1%	5.2%	1.7%	6.2%
8億以上9億未満	35	310.8%	78.4%	85.6%	76.2%	7.4%	2.2%	7.4%
9億以上10億未満	33	489.7%	84.3%	85.3%	75.2%	4.2%	0.4%	6.4%
10億以上20億未満	137	395.7%	79.9%	84.4%	74.6%	4.5%	2.9%	6.4%
20億以上30億未満	49	401.3%	80.4%	80.5%	75.5%	3.5%	0.8%	4.1%
30億以上	64	294.9%	70.1%	83.5%	72.3%	3.1%	4.4%	4.9%

1 (注)1) 厚生労働大臣府議法人、新設法人等を除く。
2) 平均値の精度を高めるため、各指標の上位・下位2%(小数点以下切り捨て)を除外して平均値を算出している。

会計監査人設置法人数割合（令和5年度）

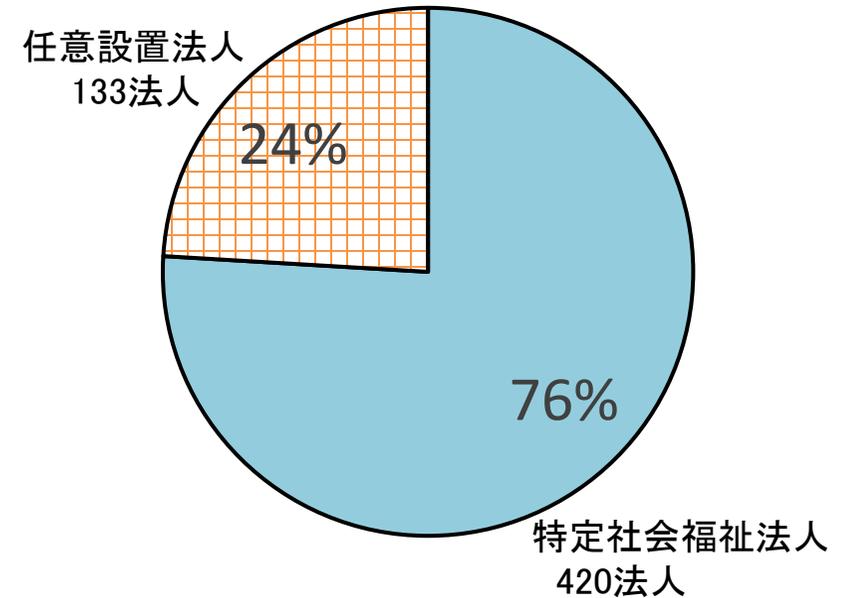
568法人／21,113法人

※法人総数は令和4年度末現在（福祉行政報告例）



参考：昨年度（令和4年度）の状況

553法人／21,060法人



※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

会計監査人設置義務のない法人における専門家の活用

社会保障審議会福祉部会報告書（平成27年2月12日）

【会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応】(抄)

会計監査人の設置の義務付けとならない法人については、

・公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る態勢整備状況の点検等

◆「社会福祉法人の認可について」（最終改正：平成28年11月11日付 局長通知）

6 法人の組織運営に関する情報開示等(抄)

(1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下、専門家)を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査(中略)について…、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

◆「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

(平成29年4月27日付 局長通知)

税理士、公認会計士等専門家による支援を受けた場合に所轄庁の判断により監査周期の延長等が可能

取組内容	延長期間
大きな問題が認められない法人	3年に1回を原則
会計監査人等を置く法人	5年に1回まで延長可
専門家による支援を受けた法人	4年に1回まで延長可

※ その他苦情解決の取り組み等を行っている場合にも延長可能。
また、監査事項の省略が可能(所轄庁の判断)。

◆「会計監査及び専門家による支援等について」

(平成29年4月27日付 課長通知)

専門家の支援の具体的内容等について規定

<財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例>

- ・法人全般の統制(ガバナンス体制、各種規程・業務手順の整備等)
- ・各種事業の統制(購買、固定資産、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務のリスクへの対応手続支援等)
- ・決算の統制(決算・財務報告に関する規程整備、決算業務体制、計算書類等の確定作業等に対する支援等)

<財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例>

- ・法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援等

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について①

令和6年度都道府県・指定都市・中核市指導監督担当者職員研修（令和6年5月22日）資料1抜粋

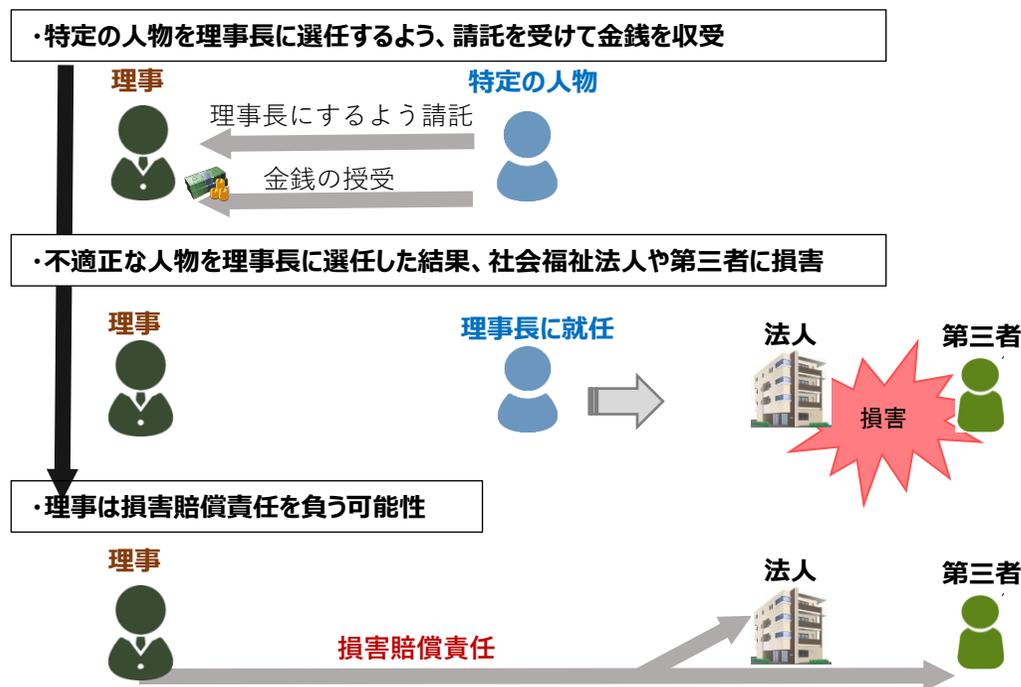
社会福祉法人制度改革以降も、

- ① 法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、
 - ② 理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生。
- ⇒ 事案のような不適切事例を抑止するため、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を注意喚起。

注意喚起

- 評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。

<例> 理事が、特定の人物を理事長に選任するよう、その人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。



社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について②

注意喚起

- 評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をすることは**罰則の対象**となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。

＜例＞評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

評議員・理事



選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨依頼

依頼の対価として金銭を得る



注意喚起

- 業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、**業務上横領罪**（刑法253条）の**対象**となり得る。

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言されました。ついては、下記のとおり注意喚起しますので、管内法人へ周知をお願いします。

都道府県におかれましては、管内一般市（特別区含む）に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に违背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。

（参考）

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第38条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第45条の20 理事、監事若しくは会計監査人（以下この款において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第45条の21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第156条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等

二 社会福祉法人の会計監査人又は第四十五条の六第三項（第四百三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

○ 刑法（明治40年法律第45号）

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課法人経営指導係
電話番号 03-5253-1111（内線2871）
E-mail syakaifukushi@mhlw.go.jp

2. 地域における公益的な取組 地域の多様な福祉ニーズへの対応

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



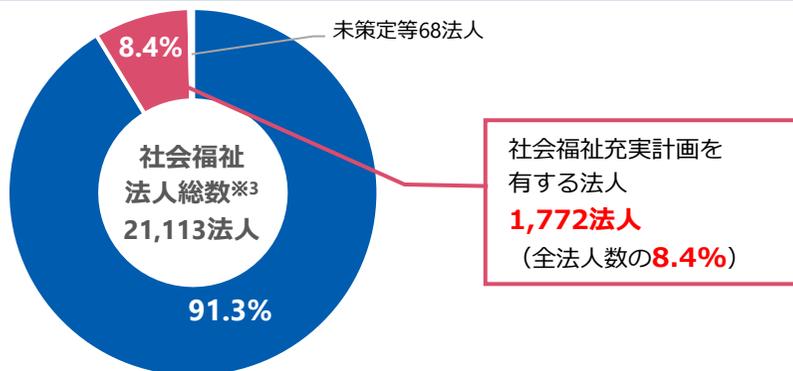
- 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

令和5年度における社会福祉充実計画の状況について

- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,772法人**（社会福祉法人総数※3の**8.4%**）で、**社会福祉充実財産の総額は3,885億円**
 （参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,941法人（9.2%） 社会福祉充実財産の総額 4,106億円）
- 社会福祉充実計画を有する1,772法人のうち、「**地域における公益的な取組**」を実施している法人は**1,339法人（75.6%）**
 （参考：令和4年度における状況 社会福祉充実計画を有する1,941法人のうち、「地域における公益的な取組」を実施している法人 1,423法人（73.3%））

1. 社会福祉充実計画の有無



2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の用途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
3,779事業 (95.5%)	109事業 (2.8%)	69事業 (1.7%)	3,957事業

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

事業内容	事業費※4	事業数
合計	3,885億円	3,957事業
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,817億円 (46.8%)	1,761事業 (44.5%)
新規事業の実施	617億円 (15.9%)	424事業 (10.7%)
職員給与、一時金の増額	171億円 (4.4%)	461事業 (11.7%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	154億円 (4.0%)	366事業 (9.2%)
既存事業のサービス内容の充実	110億円 (2.8%)	293事業 (7.4%)
職員の福利厚生、研修の充実	24億円 (0.6%)	108事業 (2.7%)
既存事業の定員、利用者の拡充	23億円 (0.6%)	36事業 (0.9%)
上記以外の事業	307億円 (7.9%)	278事業 (7.0%)
充実計画の対象となっていない充実財産等※5	647億円 (16.7%)	-

- ※1 回収率は96.2%（昨年度回収率は97.8%）。なお、回収率の計算式は、（令和6年3月時点有効回答1,772法人）／（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した1,858法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた16法人を除いた1,842法人）＝96.2% ※3 令和4年度福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数 ※4 補助金等を除く充実財産充当額のみを計上 ※5 充実計画期間内に新たに発生した充実財産、充実計画額と実績額との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならない額の合計額

地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について

（令和4年1月5日社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、**地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待は益々増加**
- 様々な課題を抱えている方々への支援に当たっては、各種制度にインフォーマルな取組も組み合わせ、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することが重要
- また、こうしたセーフティネットを支えつつ、最前線で福祉サービスの支援に当たる**職員の処遇改善も重要**
 ⇒ **社会福祉法人におかれては、地域における公益的な取組や職員の処遇改善について、社会福祉充実財産の有無に関わらず、積極的な実施をお願いしたい。**

生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、**生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」**について、全国の法人の取組の参考となるよう、**令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。**
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き続きの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組

▼ ▶ 掲載事例の例

断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。(栃木県内の事例)

制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。(岡山県内の事例)

生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。(静岡県内の事例)

生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。(京都府内の事例)

生活困窮者等に対する就労・外出支援

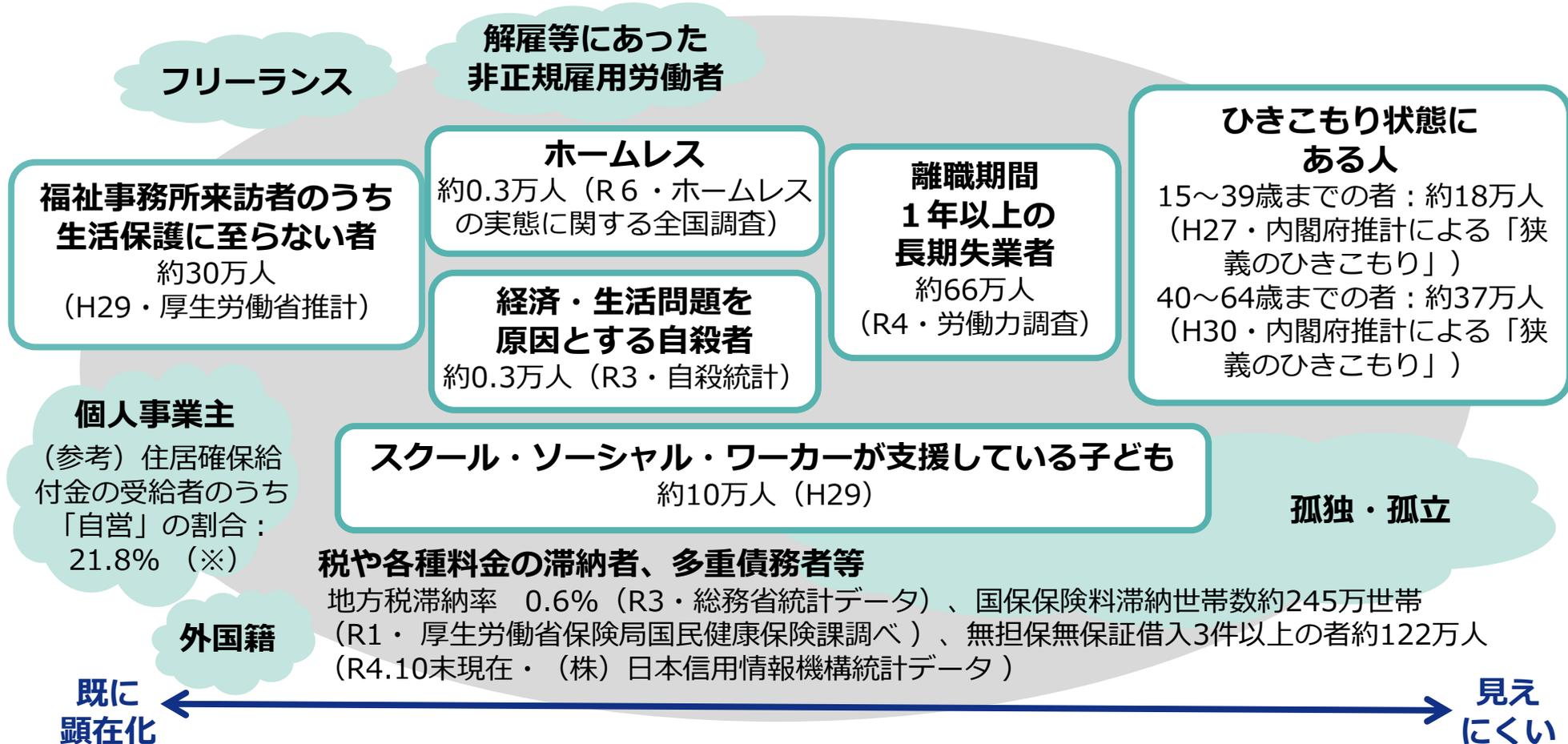
生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。(埼玉県内の事例)

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

生活困窮者とは？

生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがある。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※制度の対象となりうる、又は対象であったと考えられる者の例。それぞれは重複もある。



（※）令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書（全国居住支援法人協議会）において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

地域共生社会の実現に向けて

◆ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施



令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための**「重層的支援体制整備事業」**を創設し、その財政支援等を規定
 - ＜「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめで示された方向性（令和元年12月）＞
 - ・ 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）**を包括的に受け止め、**継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回 令和6年度末：中間的な論点整理
令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

例. 居住支援の強化（現状・課題）

目指す姿

高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

単身高齢者世帯数の推移



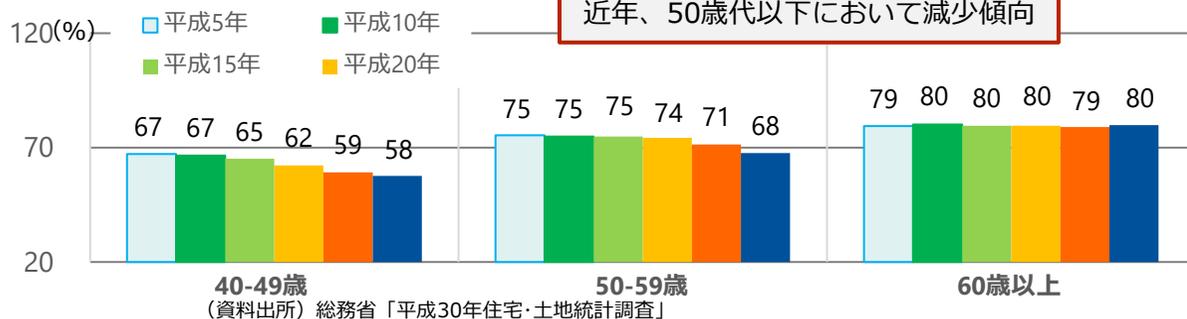
(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和6年推計)

住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



(資料出所) 令和3年度国土交通省調査※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施(回答者数:187団体)

年代別持家率の推移



(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したものの。

令和6年能登半島地震におけるDWATの活動について

- 災害派遣福祉チーム(略称はDWATまたはDCAT。以下「DWAT」)は、
 - ① 都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ② 当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③ 避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中的の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備
等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援。
- DWATの広域派遣調整については「災害福祉支援NW中央センター事業」として全国社会福祉協議会が国の委託事業として実施している。

令和6年1月12日(金沢市内1.5次避難所)
【避難所内に設置した「なんでも福祉相談コーナー」】



過去の災害における活動内容

令和2年7月豪雨(熊本県球磨地域)
【避難所内に設置した「さしより相談処」】



令和3年7月豪雨(静岡県熱海市)
【DMAT・DHEATとの連携】



令和6年能登半島地震における介護職員等の応援派遣

① DWAT (災害派遣福祉チーム)

- (1) 七尾市、志賀町、穴水町、輪島市、能登町、珠洲市
- (2) 1.5次避難所 (スポーツセンター)

- 災害福祉支援ネットワーク中央センター職員と群馬県からDWAT先遣隊を石川県へ派遣 (1/6)。
- 市町からの派遣要請に基づき、各地で活動。
- 6/30をもって活動終了。延べ1,600人を派遣。

② 施設間派遣

- (1) 被災施設
- (2) 避難者の受入れ施設
- (3) 定員超過受入れ施設
(2次避難者の受入れ含む)

- 厚生労働省・災害福祉支援ネットワーク中央センターにおいて、被災により従業員が不足する施設や避難者を受け入れる施設等 (石川県でニーズ把握) と登録された全国の介護職員等をマッチングし、応援職員の派遣を実施。
- 8月からは、石川県及び石川県社会福祉協議会においてマッチングし、応援職員の派遣を実施。
- 都道府県等を経由し63施設へ1,138人を派遣。【10/8時点。2人活動中】

③ 1.5次避難所

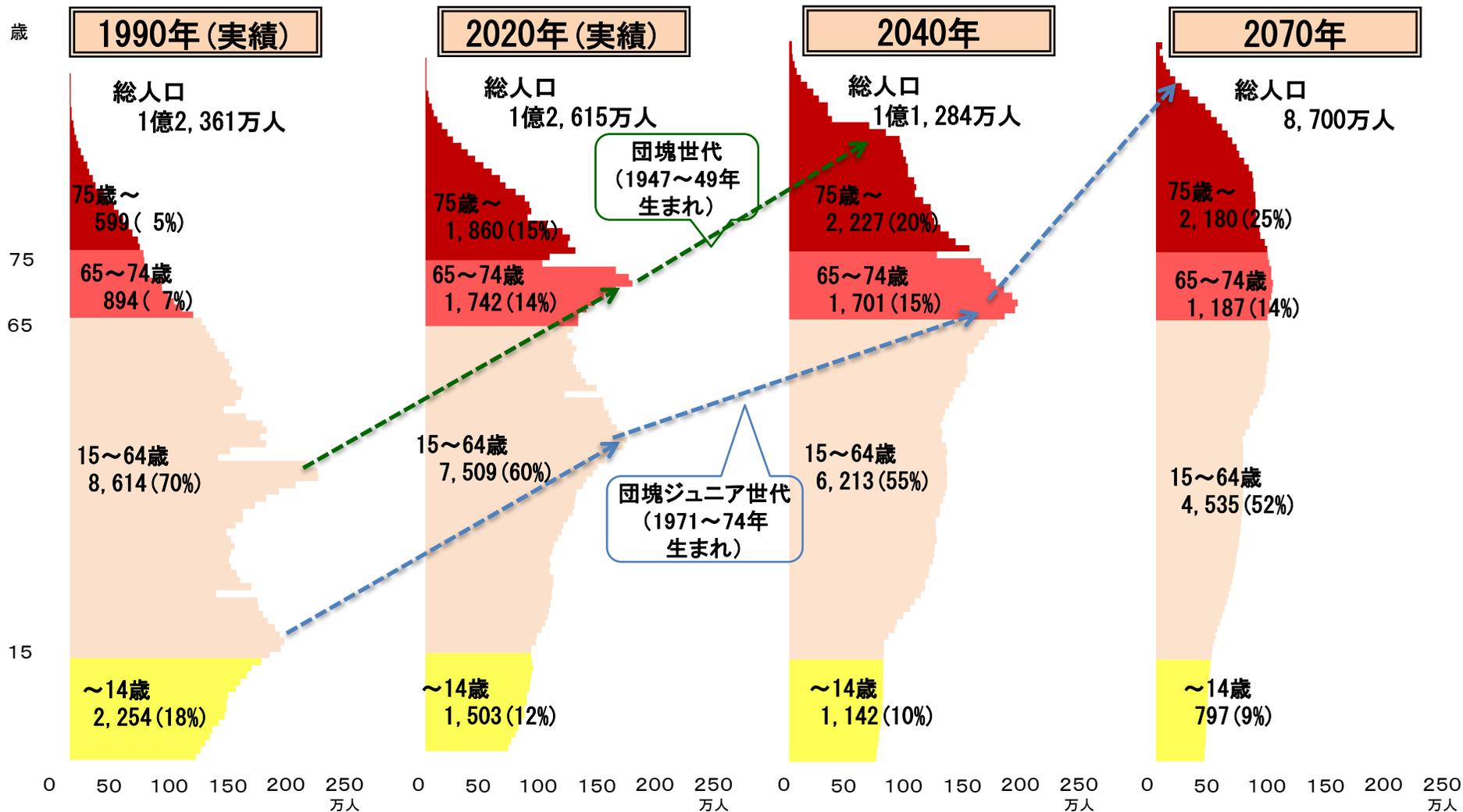
- (1) スポーツセンターメインアリーナ
 - (2) スポーツセンターサブアリーナ
- ※ (1) は、6/26をもって (2) へ統合。

- 福祉関係団体の協力も得て、登録された介護職員等の中から厚労省等でマッチングを行い、6月末までに延べ1,550人を派遣。
- 7月からは、石川県において支援体制を確保している。

3. 人材確保

日本の人口ピラミッドの変化

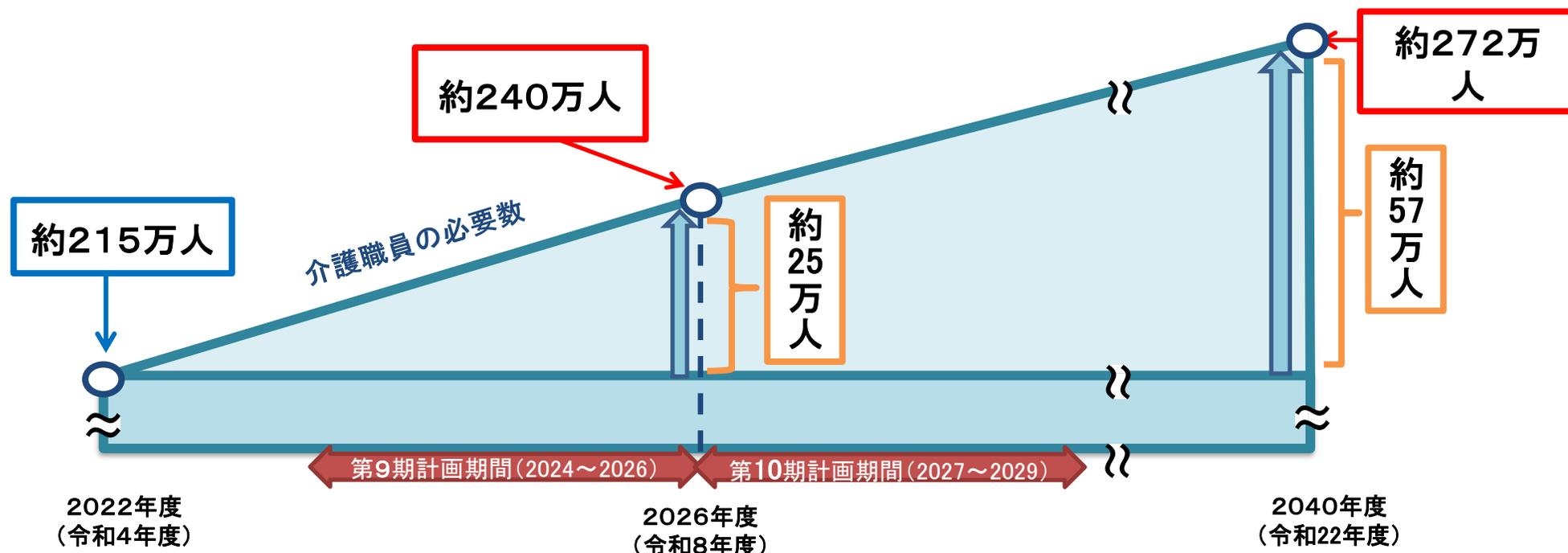
- 団塊のジュニア世代が65歳となる2040年には、65歳以上が全人口の35%となる。
- 2070年には、人口は8,700万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約39%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



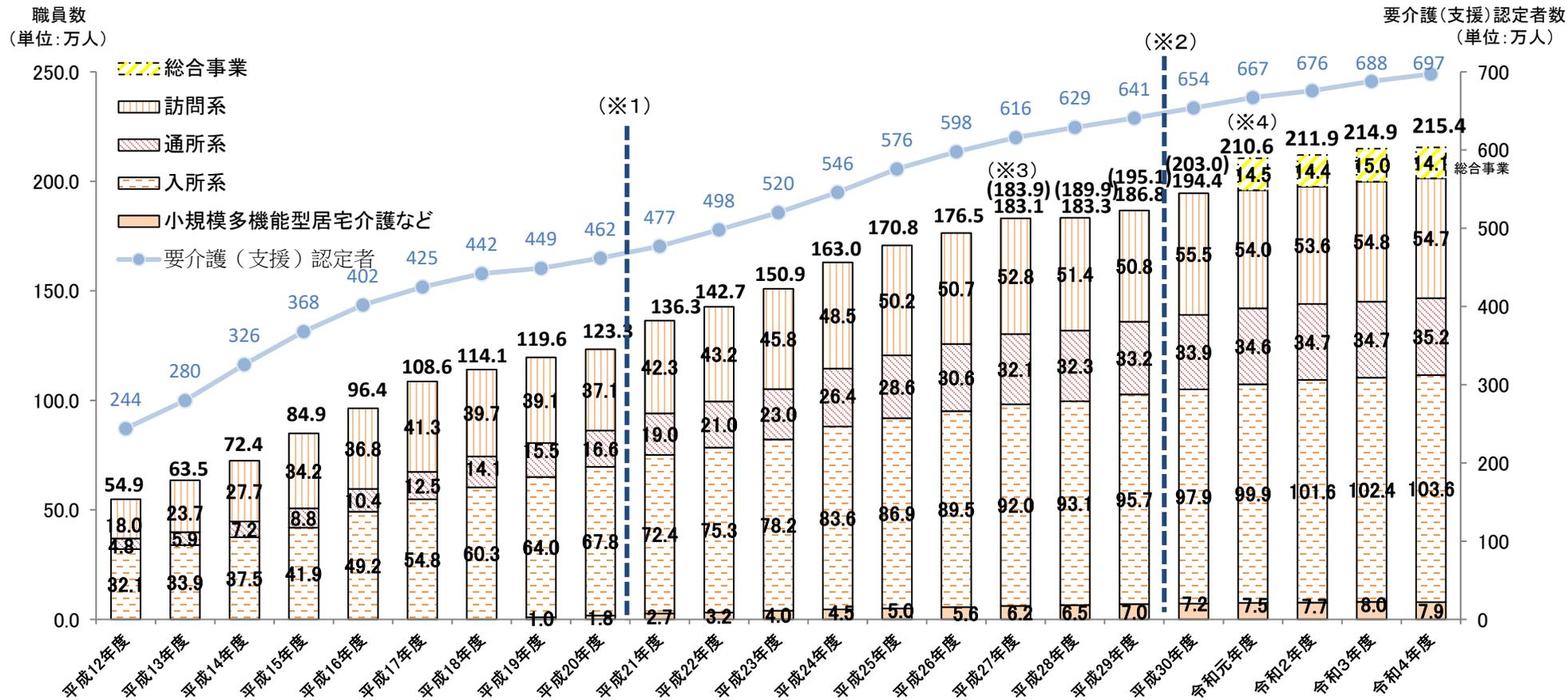
注1) 2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

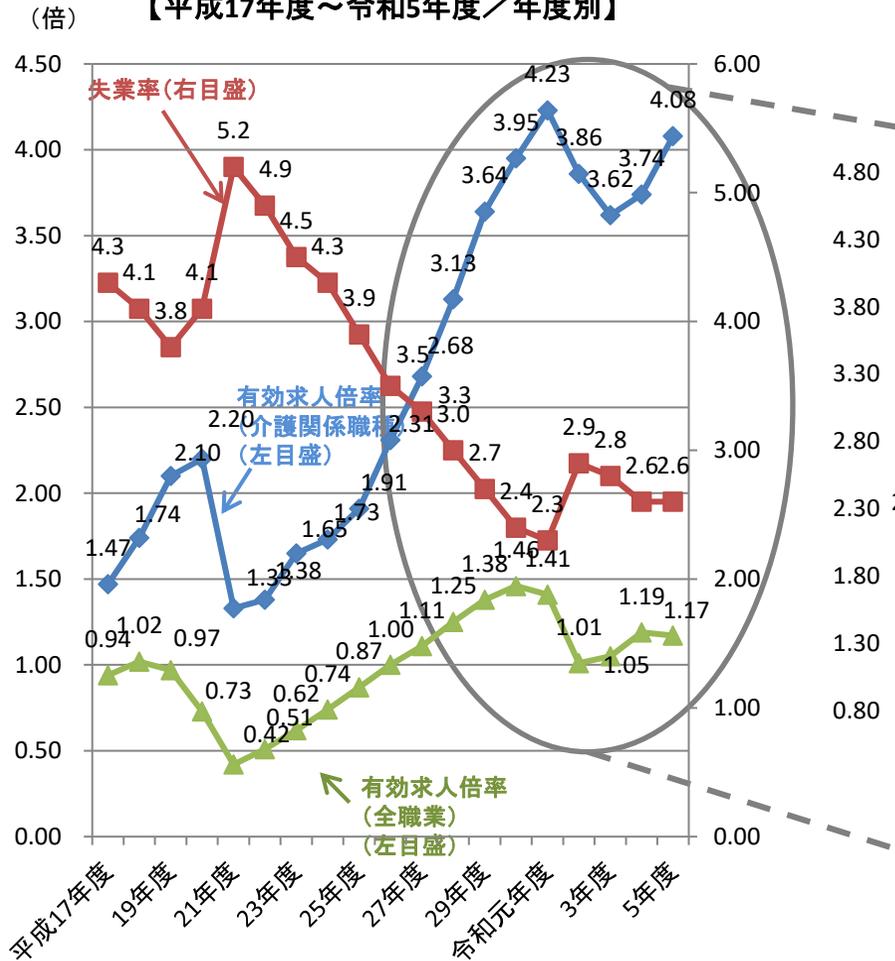
注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度	総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

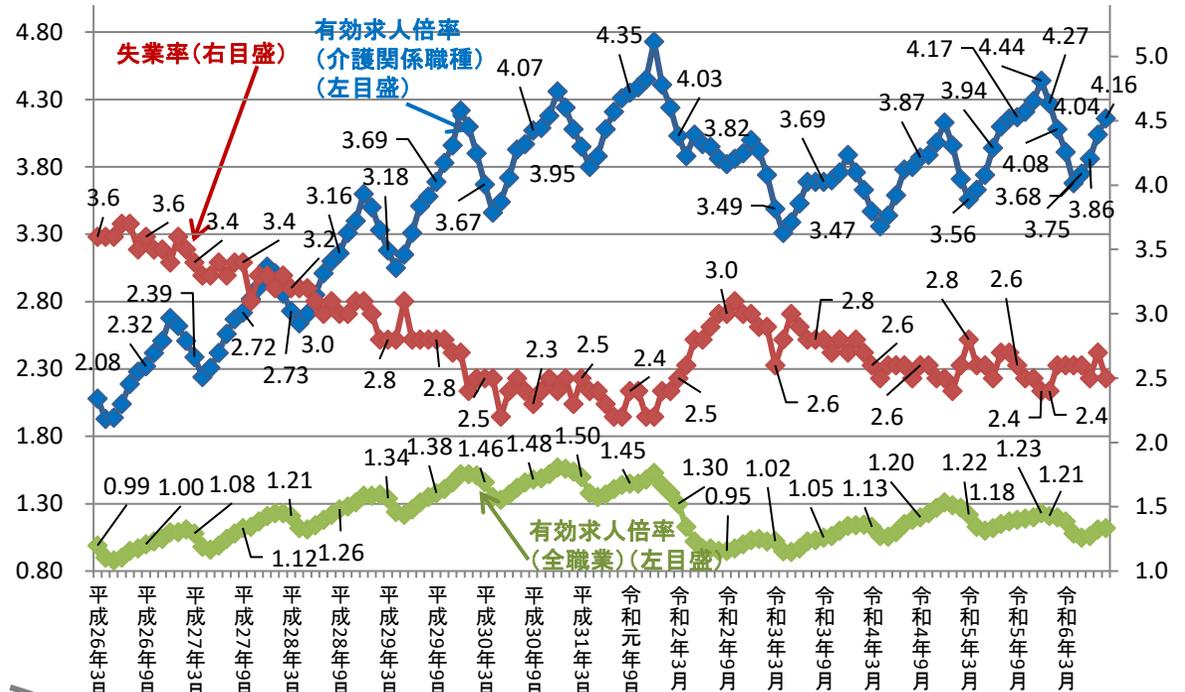
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和5年度/年度別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和6年8月/月別】



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

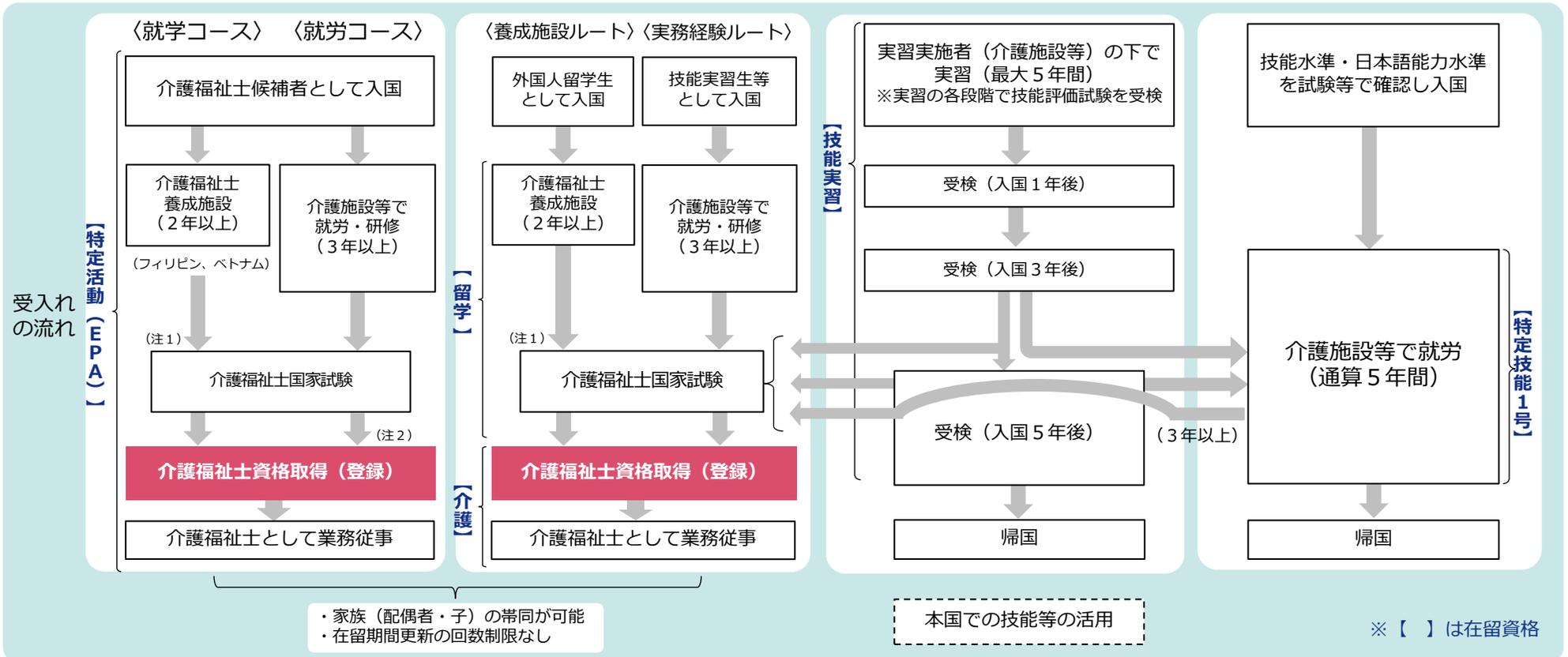
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	2,888人（うち資格取得者516人） （令和6年10月1日時点）	9,328人 （令和5年12月末時点）	15,909人 （令和5年12月末時点）	36,719人 （令和6年6月末時点）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転（注3）	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

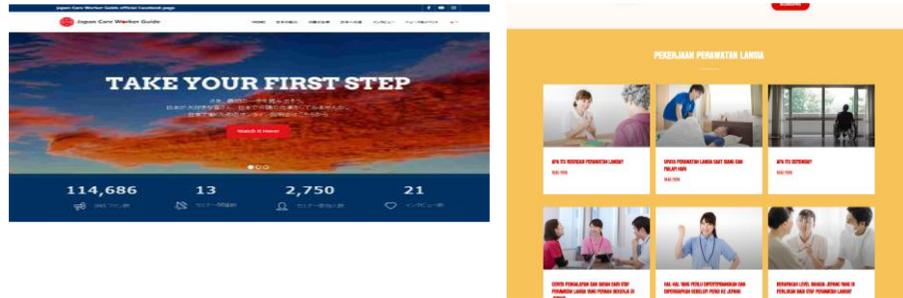
（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
E P A介護福祉士・候補者	在留者数：2,888人（うち資格取得者516人） ※2024年10月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：9,328人 ※2023年12月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,909人 ※2023年12月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：36,719人 ※2024年6月末時点（入管庁）

海外に向けた日本の介護についてのPR

「Japan Care Worker Guide」の運営



- 9言語に対応
英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語
- 各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載
- Facebookファンは約11万人

アンバサダーを活用した情報発信



- 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

海外向けのオンラインセミナーの開催



- 施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなどのプログラムを提供。

- 令和2年から10か国で計24回開催

実施国	実施日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年	令和6年 (予定)
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日	令和7年1月
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日	—
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日	令和6年8月27日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日	—
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日	令和6年10月10日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—	令和6年11月
バングラデシュ	—	—	令和5年3月2日	—	令和6年10月
インド	—	—	—	—	令和6年10月・11月



外国人介護人材受入施設等環境整備事業

令和6年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



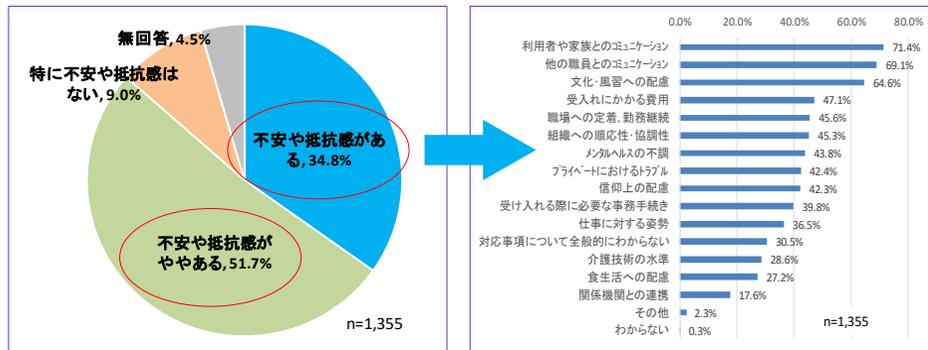
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感く外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	

（敬称略、五十音順）
（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）
令和6年2月15日（第5回）、令和6年3月22日（第6回）
令和6年6月19日（第7回）

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間取りまとめ概要

①訪問系サービスへの従事

- ・ 訪問介護等について、介護職員初任者研修の修了を前提として、事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制等を有することを条件として従事を認めるべき。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 本人の意向を確認しつつ、外国人のキャリアパス構築に向けたキャリアアップ計画の作成
- ④ ハラスメントを未然に防止する対策、相談しやすい職場環境作り
- ⑤ 介護ソフトやタブレットの活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICT環境の整備

- ・ 訪問入浴介護について、事業者が適切な指導体制を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せて、キャリアアップの観点から支援を行うよう、事業者に対して配慮を求める。

②技能実習「介護」における事業所開設後3年要件

- ・ 現行の要件（事業所の開設後3年が経過）を満たさない場合、①又は②のいずれかを満たす場合も認めるべき。
 - ①法人の設立から3年が経過している場合（法人要件）
 - ②外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある場合（サポート体制要件）

③その他（施行時期等）

- ・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、制度趣旨・目的等を踏まえつつ検討を進め、準備ができ次第、順次施行すべき。特に技能実習制度は、育成就労制度法案の状況に留意し、既存制度との整合性について一定の整理を行いながら検討を進めるべき。
- ・ 介護現場の人材不足が深刻化する中、外国人介護人材についても、今後、質と量の両面を確保できるよう取組を進める必要。世界的な人材獲得競争の中で人材確保を進めるため、海外現地への働きかけや定着支援を、より戦略的に進めるべき。

※就労開始から6月未満の技能実習生等の人員配置基準上の取扱いについては、本検討会における議論等も踏まえ、社会保障審議会給付費分科会の審議報告に基づき、一定の要件の下で職員等とみなすこととし、令和6年4月から施行。

「介護福祉士国家試験パート合格導入に関する検討会」について

趣旨・目的

介護福祉士国家試験については、実務経験3年等を経た実務経験ルートでの受験者が8割以上を占め、介護現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と国家試験受験に向けた学習の両立が課題との声がある。

外国人介護人材についても、在留資格「介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題と考えられる。

複雑化・多様化する介護ニーズへの対応など、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となる中で、介護福祉士を目指す方は非常に重要であることに鑑み、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討する必要がある。

本検討会では、2023（令和5）年度に開催した「介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会」における検証結果等を踏まえ、介護福祉士国家試験におけるパート合格の導入について検討した。

開催実績

第1回（令和6年5月17日開催）

第2回（令和6年7月12日開催）

○1部では下記に示す関係団体の意見聴取を行った。

- ・日本介護福祉士養成施設協会
- ・全国福祉高等学校長会
- ・日本介護福祉士会
- ・全国老人施設協議会
- ・全国老人保健施設協会

第3回（令和6年9月11日開催）

検討会構成員

- ◎ 臼井 正樹（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部名誉教授）
- 小山 晶子（医療介護福祉政策研究フォーラムシニアアドバイザー）
（中部学院大学人間福祉学部講師）
- 川井 太加子（桃山学院大学社会学部教授）
- 鈴木 俊文（静岡県立大学短期大学部教授）
- 武田 卓也（大阪人間科学大学人間科学部教授）
- 鶴岡 浩樹（日本社会事業大学専門職大学院教授）

（敬称略、五十音順）

（◎：委員長）

パート合格の導入について（イメージ）

基本的な考え方

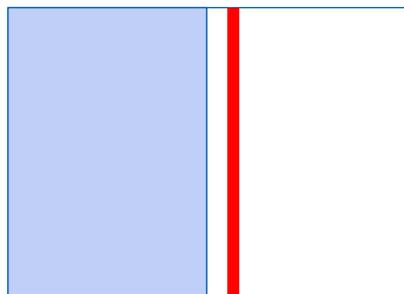
- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして合否判定する**パート合格の導入**を予定。（令和8年1月実施予定の第38回国家試験から導入を予定）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となる。

見直しのイメージ

現 行

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格

0点 合格基準点 100点



不合格

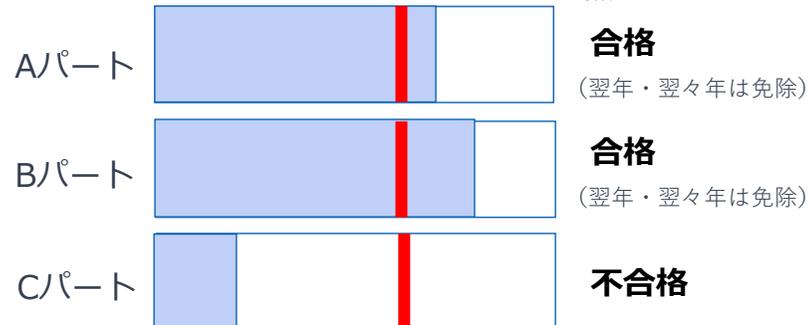
(次年度も全科目
受験が必要)



見直し後

- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除

0点 合格基準点 100点



合格

(翌年・翌々年は免除)

合格

(翌年・翌々年は免除)

不合格

4. 合併・事業譲渡等の事業展開 と社会福祉連携推進法人制度の活用

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併の効果に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談 		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」について

○ 希望する法人が合併・事業譲渡等に円滑に取り組めるよう、令和2年9月に、実務担当者向け「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」」を策定し周知している。

合併・事業譲渡等マニュアル

目次

第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント	5
第2章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組	9
2.1 合併・事業譲渡等の課題.....	10
2.2 課題解決のための取組み.....	13
第3章 社会福祉法人における合併の手引き	15
3.1 合併におけるポイントと留意事項.....	16
3.2 合併手続きの全体像.....	21
3.3 吸収合併手続きの解説.....	23
1 合意形成.....	24
2 役員等の検討.....	28
3 合併契約書の作成.....	30
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	34
5 評議員会の承認.....	40
6 所轄庁の認可.....	42
7 債権者保護手続き.....	46
8 合併の登記手続き.....	52
9 事後開示 吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	58
10 会計・税務処理.....	62
11 職員の処遇の検討および説明.....	68
12 利用者や利用者家族、地域への説明.....	72
13 規程・システムなどの整備.....	74
3.4 新設合併手続きの解説.....	77
1 合意形成.....	78
2 役員等の検討.....	82
3 合併契約書の作成.....	84
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	88
5 評議員会の承認.....	92
6 定款の作成.....	94
7 所轄庁の認可.....	96
8 債権者保護手続き.....	100
9 合併の登記手続き.....	106
10 事後開示 新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	112

11 会計・税務処理.....	114
12 職員の処遇の検討および説明.....	120
13 利用者や利用者家族、地域への説明.....	124
14 規程・システムなどの整備.....	126
第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き	129
4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項.....	130
4.2 事業譲渡等の手続きの全体像.....	139
4.3 事業譲渡等手続きの解説.....	141
1 調査・検討の準備.....	142
2 事前調査.....	146
3 事業譲渡等の契約.....	150
4 事業にかかる各種申請.....	152
5 定款の変更.....	158
6 会計・税務処理.....	162
7 資産・負債等の移管.....	168
8 人事・労務関連.....	172
9 利用者や利用者家族、地域への説明.....	176
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備.....	178

社会福祉法人が合併（吸収合併）する場合の手續事項について

社会福祉法人の合併における手續事項の全体像は、次のとおり。

法人間調整 (合意形成・契約)	法令手続き (行政等との調整)	関係者調整等 (職員や利用者等との調整)
1 合意形成 2 役員等の検討 3 合併契約書の作成	4 事前開示(合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 5 評議員会の承認 6 所轄庁の認可 7 債権者保護手続き 8 合併の登記手続き 9 事後開示(合併に関する書面等の備置き及び閲覧等) 10 会計・税務処理	11 職員の処遇の検討および説明 12 利用者や利用者家族、地域への説明
合併後に必要となる手続き等		
13 規程・システムなどの整備		

※出典：社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」

社会福祉法人が事業譲渡等する場合の手続事項について

社会福祉法人の事業譲渡等における手続事項における全体像は、次のとおり。

法人間調整 (合意形成・契約)	法令手続き (行政等との調整)	資産・負債等の 移管手続き	関係者調整等 (職員や利用者等との 調整)
1 調査・検討の準備 2 事前調査 3 事業譲渡等の合意形成	4 事業に係る各種申請 5 定款の変更 6 会計・税務処理	7 資産・負債等の移管	8 人事・労務関連 9 利用者や利用者家族、地域への説明
事業譲渡等の後に必要となる手続き等			
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備			

(独) 福祉医療機構 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資について

【概要】

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」または「経営不振状態の法人に対する経営資金」について、融資率等の優遇措置を行う。

【創設年度】

平成26年度

【対象】

社会福祉法人が整備する全ての施設（法人単位での融資）

【優遇内容】（ ）は通常の経営資金の融資条件

- ・ 融資率 90%（70%～80%）
- ・ 貸付利率 財投金利 + 0.3%（財投金利 + 0.8%）
※財投金利（5年もの）0.5%（令和6年7月1日時点）
- ・ 償還期間 8年以内（3年以内）
- ・ 据置期間 1年以内（6月以内）

合併・事業譲渡等の仲介者の手数料にかかる留意点について

社会福祉法人が仲介者に対して適切な額の手数料を支払うことに資する留意点を、社会福祉法人の事業展開ガイドラインに記載して周知すべき。

<ガイドライン改正案>

○ 仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性と選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要がある。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、提示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要がある。

※出典：厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

衆議院可決 : 令和2年5月26日
参議院可決・成立 : 令和2年6月5日
公布 : 令和2年6月12日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日 (ただし、3②は令和3年10月1日、3③及び4③は令和2年6月12日、5は令和4年4月1日)

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更に つながるため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

低

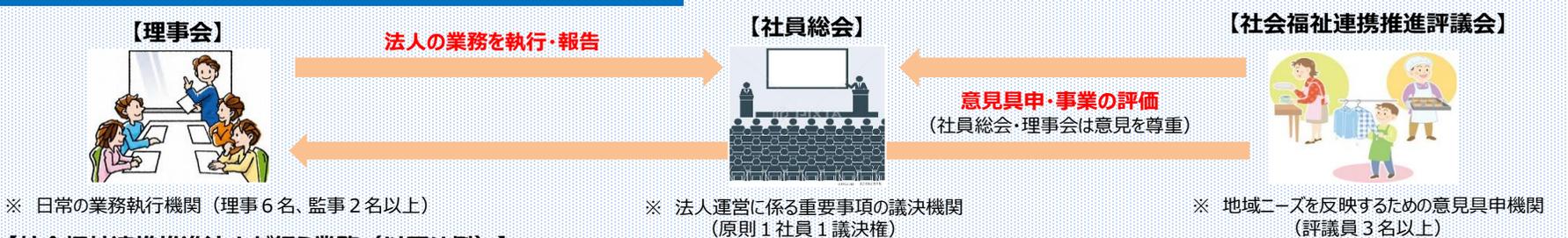
連携・結合の度合

高

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

①地域福祉支援業務 ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供	②災害時支援業務 ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援	③経営支援業務 ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行	④貸付業務 ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け	⑤人材確保等業務 ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整	⑥物資等供給業務 ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給
--	--	--	---	---	---

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

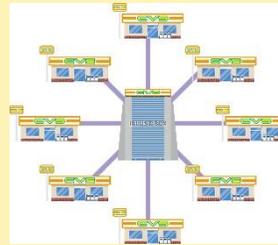


認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 複数法人が共同で一定の業務を行うことによる
スケールメリットの導入、経営コストの縮減



② 複数法人が負担する会費等で運営される
事務体制のシェアリング



⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による
地域に不足するサービス資源の創出



地域福祉の一層の推進

個々の社員（社会福祉法人等）の
経営基盤強化

③ 連携推進法人としてのブランディングによる
地域住民・求職者への訴求力強化



⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等
他法人が保有するサービス資源の共有



④ サービス手法、人材育成、新規事業所
開設等、他法人のノウハウの共有



令和7年度概算要求額 4.5億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。加えて、制度趣旨を踏まえて社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、他の連携推進法人の業務の参考となる先駆的な取組を支援し、社会課題に対する効果的な連携推進法人の取組みを促進する。
- また、これらの法人間連携のきっかけとなるよう、地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を新たに補助する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）・町村
- 補助率：定額補助



メニュー	
1. 社会福祉法人等関係者会議開催事業	① 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催（1カ所あたり1,000千円）【拡充】
2. 社会福祉連携推進法人設立支援事業 ※②③のいずれか又は両方を実施	② 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円）【単価拡充】 → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
	③先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（1回限り、上限1,000千円）【拡充】 → 社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、以下のような先駆的な取組と経営効率化の取組※を行う場合に補助する。 ▶社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援 ▶地域課題を踏まえた法人後見の実施 ※計画に基づくICTの活用等による経営効率化のための取組（効率化計画の策定・実施後の評価・公表を必須とする。）
3. 法人間連携プラットフォーム設置運営事業 ※④⑤は必須メニュー、⑥⑦の実施は任意	④ 各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 →地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 } (年間4,000千円)
	⑤ 福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 →合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。 } (原則2か年)
	⑥ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円）
	⑦ ICT技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、ICT技術を導入する。

施策名： 社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算 75百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2220、2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

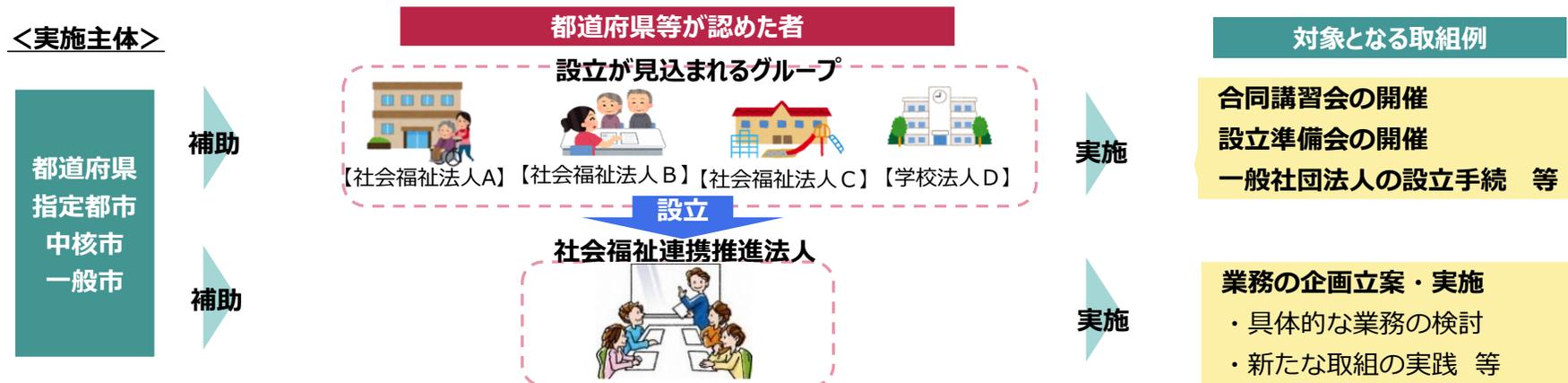
③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(具体的な業務の検討・実施。)の支援を強化する。

(1回限り、定額補助：100万円以内(現行)→250万円以内に拡充。)

④ 施策のスキーム

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)(定額補助)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。

「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和3年度に行われた制度の自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

社会福祉連携推進法人制度に関連した動画を公開しました

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。施行に向け、**制度のポイントや取組のインタビュー**を動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。



- 1 制度の説明**

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。



視聴は [画像をクリック!](#)

または、厚生労働省トップページ「政策について」> 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生涯学習・福祉・介護 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

以下の項目を解説しています。

 - 社会福祉法人の現状
 - 社会福祉連携推進法人について
 - 認定所轄庁の役割について
- 2 実践者インタビュー**

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。



視聴は [画像をクリック!](#)

または、厚生労働省トップページ「政策について」> 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生涯学習・福祉・介護 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

 - 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成
 - 保育所経営の現状・課題と法人間連携
 - 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
社会・援護局福祉基盤課



社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

関連動画

社会福祉連携推進法人制度のポイントや、法人間連携に取り組む実践者にお話を伺い、制度への理解を深めるための動画としてまとめました。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが可能となりますので、ぜひ以下の関連動画を視聴のうえ、社会福祉連携推進法人の設立をご検討ください。

- 1 制度の説明**
- 2 実践者インタビュー**

関係法令・通知

社会福祉連携推進

- 認定、確認関係
 - PDF: 社会福祉連携推進法人の認定等について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) ① [1MB]
 - Word: (別記様式1~9) 様式例 [80KB]
 - Word: (別記1様式) 交付事前合意書 [42KB]
 - Word: (別記2様式) 委託事業届出書及び労働者募集報告 [52KB]
 - Word: (別記3) 社会福祉連携推進法人定款例 [68KB]
- 会計関係
 - PDF: 「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (No.1)」について (令和4年2月10日事務連絡) ① [1MB]
 - PDF: 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) ① [561KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準(令和3年11月12日厚生労働省令第177号) ① [263KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) ① [492KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) ① [245KB]

情報配信サービスメルマガ登録

子どものページ

携帯ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**22法人**（※）。

（※）令和6年9月30日認定の法人について、令和6年10月22日に報告があり追加。

法人名

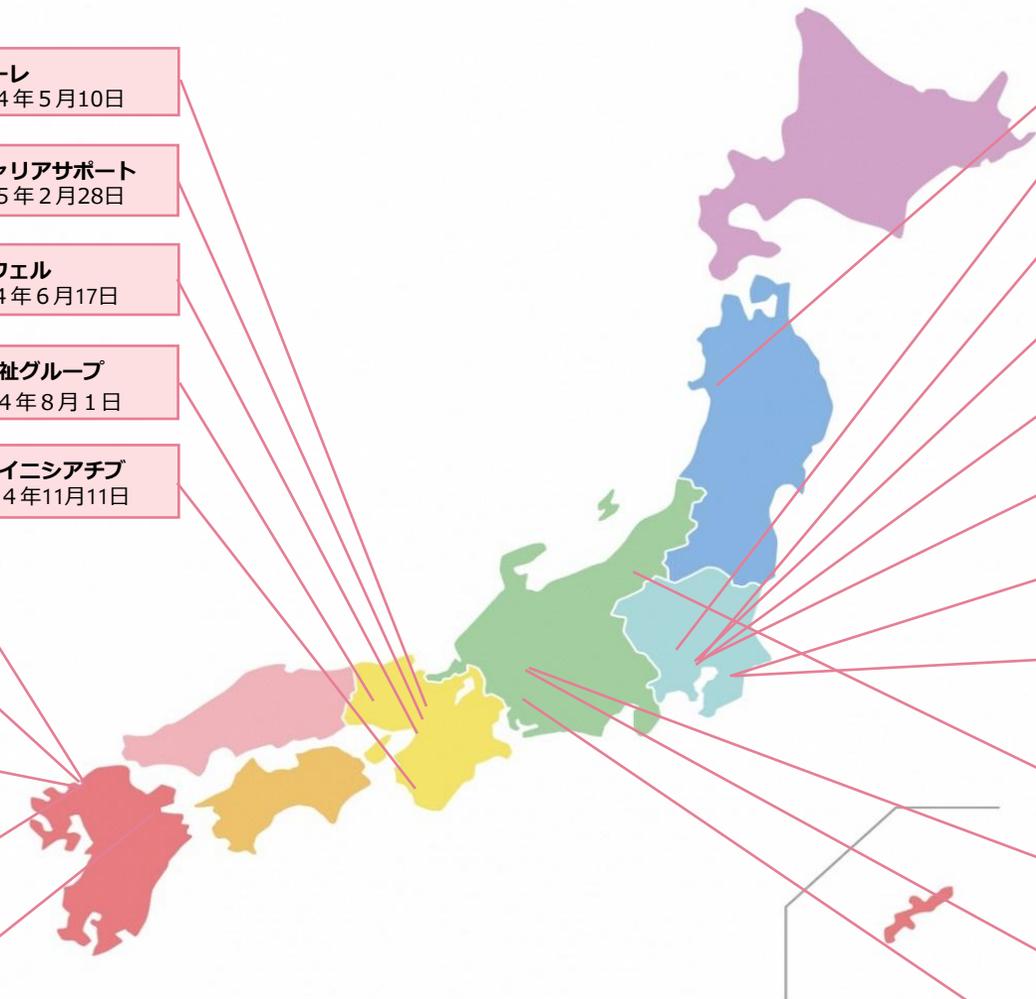
（丸数字は設立順）

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

- ① **リガーレ**
1. 京都府 2. 令和4年5月10日
- ⑪ **きょうと福祉キャリアサポート**
1. 京都府 2. 令和5年2月28日
- ② **リゾムウェル**
1. 大阪府 2. 令和4年6月17日
- ③ **日の出医療福祉グループ**
1. 兵庫県 2. 令和4年8月1日
- ⑥ **あたらしい保育イニシアチブ**
1. 和歌山県 2. 令和4年11月11日

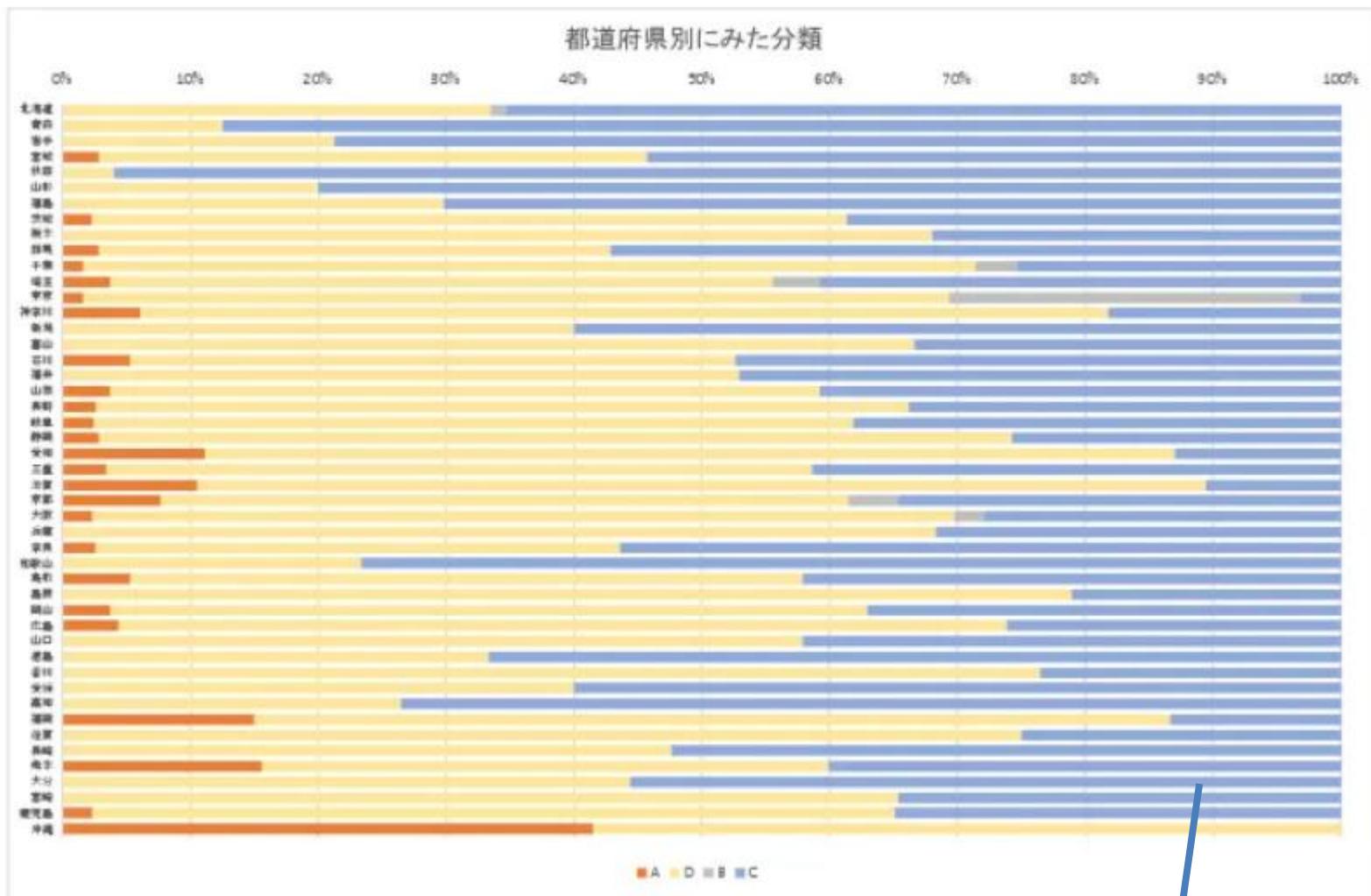
- ⑩ **福岡親和会**
1. 福岡県 2. 令和5年2月3日
- ⑰ **みらいグループ**
1. 福岡県 2. 令和5年7月11日
- ⑬ **幸輪ホールディングス**
1. 福岡県筑後市 2. 令和5年4月1日
- ⑮ **ジョイント&リップル**
1. 熊本県熊本市 2. 令和5年5月9日
- ⑳ **人材育成振興会**
1. 大分県 2. 令和6年9月30日

- ⑱ **秋田圏域社会福祉連携推進会**
1. 秋田県 2. 令和5年8月2日
- ⑫ **さくらグループ**
1. 埼玉県 2. 令和5年3月27日
- ⑤ **一戸共栄会**
1. 東京都 2. 令和4年11月4日
- ⑦ **青海波グループ**
1. 東京都 2. 令和4年12月8日
- ⑨ **圏経営支援協会**
1. 東京都 2. 令和5年1月30日
- ㉑ **大和会**
1. 東京都 2. 令和6年3月26日
- ④ **光る福祉**
1. 千葉県 2. 令和4年10月13日
- ㉒ **キッズファースト**
1. 千葉県千葉市 2. 令和5年10月1日
- ⑭ **乳幼児教育ユニティ**
1. 新潟県 2. 令和5年4月3日
- ⑧ **黎明**
1. 岐阜県 2. 令和5年1月27日
- ⑯ **共創福祉ひだ**
1. 岐阜県飛騨市 2. 令和5年6月29日
- ⑲ **となりの**
1. 愛知県 2. 令和5年9月19日



5. 終わりに

人口戦略会議「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」 “消滅可能性自治体”（2024/R6.4.24公表）



【出典】一般社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)

青：消滅可能性自治体（744）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

5. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

(医療・介護サービスの提供体制等)

高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するとともに、医療・介護DXの政府を挙げての強力な推進、ロボット・デジタル技術やICT・オンライン診療の活用、タスクシフト/シェア、医療の機能分化と連携など地域の実情に応じ、多様な政策を連携させる必要がある。

国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備、地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の活用、救急医療体制の確保、持続可能なドクターヘリ運航の推進や、居住地によらず安全に分べんできる周産期医療の確保、都道府県のガバナンスの強化を図る。

～(略)～

人口減少による介護従事者不足が見込まれる中で、医療機関との連携強化、介護サービス事業者のテクノロジーの活用や協働化・大規模化、医療機関を含め保有資産を含む財務情報や職種別の給与に係る情報などの経営状況の見える化を推進した上で、処遇の改善や業務負担軽減・職場環境改善が適切に図られるよう取り組む。また、必要な介護サービスを確保するため、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進めるとともに、地域軸、時間軸も踏まえつつ、中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方について検討する。

～(略)～

全世代型社会保障構築会議の今後の進め方（案）

資料2

■ こども・子育て支援関係

- 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度に向けて、当面は「こども未来戦略」に沿って対応

■ 働き方に中立的な社会保障制度等関係

- 3か月に1度程度議論
- 年度内は年金部会（社会保障審議会）における検討状況報告、海外の動向等について有識者等からのヒアリング等を実施

■ 医療・介護制度の改革関係

- 予算編成の進捗に応じ、年3回程度議論
- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された項目の検討・進捗状況についてのフォローアップを基本

■ 地域共生社会関係

- 3か月に1度程度議論
- 単身高齢者等への支援のあり方のほか、地域軸の視点に基づき、介護・障害・福祉や医療も含めた横断的な提供体制の在り方についても議論

(6) 健康・医療・介護

16 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルール防止等

高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。

一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。

- ・ 介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。
- ・ 合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。
- ・ 地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。

以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

～ (略) ～

(参考) 協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

第7回デジタル行財政改革会議（令和6年6月18日）

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信**する。
（厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等）

① 「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- **よろず支援拠点**（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）における相談対応や**（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底**

② 「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールの明確化（※2）（事務連絡の発出）

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③ 「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

まとめ

- 今後の高齢者を含む人口減少局面において、既に直面している最大の課題＝担い手確保に加えて、地域差を伴いつつ、ニーズが変化・縮小
- そうした中でも地域で必要不可欠な社会福祉事業を、質を確保しながら、どのようにして提供していくか。
- 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、一法人のサービス提供だけでなく、様々な形での連携や協働、合併や事業譲渡といった事業展開等、先を見越した広い視野に基づく検討の上、経営が求められている。
- その際、地域において、様々な主体が参画・協働による包括的な支援体制を構築することが不可欠。その中で、社会福祉法人は、非営利セクターの中核として、培った専門性と地域ネットワークを最大限発揮することが期待されている。
- また、社会福祉連携推進法人制度の活用等により、経営基盤の強化、人材育成に戦略的に取り組むことも有力な選択肢の一つ。

